

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和4年2月18日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置について、2月3日に、2月5日以降については、和歌山県を区域に加え、2月5日から2月27日までを期間とすることが決定された。また、2月10日に、2月12日以降については、高知県を区域に加え、2月12日から3月6日までを期間とするとともに、13都県（群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県）について3月6日まで期間を延長することが決定された。さらに、2月18日に、17道府県（北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県）について3月6日まで期間を延長することが決定された。

本県においては、2月20日のまん延防止等重点措置の解除後においても、引き続き、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛するよう県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

2月18日のまん延防止等重点措置期間の延長等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
広島県	1月 9日～3月 6日
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県	1月21日～3月 6日

北海道、青森県、福島県、茨城県、 栃木県、石川県、長野県、静岡県、 京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、 福岡県、佐賀県、鹿児島県	1月27日～3月 6日
和歌山県	2月 5日～3月 6日
高知県	2月12日～3月 6日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。
- 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底すること。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すものとし、この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とすること（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。

- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図ること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、特措法第24条第9項に基づく措置等を講じること。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛するよう要請。
- まん延防止等重点措置区域との往来は、通勤、通学、通院、受験、就職活動等やむを得ないものを除き、極力控えるよう要請。
- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒、定期的な換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策に協力するよう要請。

- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- まん延防止等重点措置区域との往来は、業務上やむを得ないものを除き、極力控えるよう要請。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と経済社会活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、各地域の実情に応じて、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。

- 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

(5) 医療提供体制のひっ迫状況や感染状況の継続的な監視等

- 県内の医療提供体制のひっ迫状況や感染状況を把握するため、分科会が示した指標及び、県が独自設定した指標により、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、感染状況のレベル(0～4の5段階)を総合的に判断。

<感染状況のレベル（国分科会）>

レベル 0	新規感染者数ゼロを維持できている状況
レベル 1	一般医療とコロナ医療の両立ができている状況
レベル 2	医療の負荷が生じはじめている状況
レベル 3	一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況
レベル 4	一般医療を大きく制限しても対応できない状況

<モニタリング指標>

指 標		レベル 2	レベル 3	レベル 4
医療提供体制	①確保病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	②重症病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	③3週間後に必要とされる病床数（推計値）	—	確保病床数以上	—
	④療養者数	320 人以上	800 人以上	1400 人以上
感染状況	⑤直近 1 週間の新規感染者数	204 人以上	340 人以上	—
	⑥直近 1 週間の PCR 検査等陽性率	5%以上	10%以上	—
	⑦直近 1 週間の感染経路不明な者の割合	50%以上	50%以上	—

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 全ての患者が症状に応じ、病院での入院や宿泊療養施設での療養ができるよう、受入体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。
- 症状に応じて自宅療養となる方に対する健康管理や生活支援の体制の確保。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布すると

ともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の活用

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を活用。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、

ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を適用せず、強い行動制限を要請。

- 感染拡大の傾向が見られる場合には、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、検査受検を要請するとともに、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査の検査体制を活用し、検査を実施。